



知っていますか？ 保険証の正しい届出

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険(以下「国保」)の届出が正しくできていないと、医療機関で利用できない場合や、後から追加請求される事があります。保険証を使うときは、次の事項をご確認ください。

社会保険などへの加入

社会保険などに加入した場合、国保の喪失手続きが必要で、国保は社会保険などの加入時に遡って喪失されるため、社会保険などに加入後、保険証がすぐに交付されないからといって国保の保険証を使うと、国保負担分を返していただくこととなります。

社会保険の保険証が発行される前に医療機関を受診する場合は、会社に保険証の代わりとなる資格証明書を発行していただくようお願いいたします。

第三者から受けただけ

交通事故など、第三者から受けただけで国保の保険証を使うときは、届出が必要で、病院や薬局の受診前に国保年金係へ必ず相談してください。

また、レセプトなどにより第三者行為であることが判明した場合、国保負担分は町から後日請求します。

仕事上の病気やけが

仕事上の病気やけがは、労災保険の対象となるため、国保は使えません。労災が適用された場合、国保負担分は町から後日請求します。

高額医療費の申請

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。該当者には受診の約2〜3カ月後に通知を送付しますので、窓口で申請してください。(申請の際は、領収書が必要となるため大切に保管してください)

また、入院などで高額な医療費がかかる場合は、事前に国保年金係の窓口で「限度額認定証」を申請し、病院や薬局の窓口で提示すると窓口での支払いが限度額までとなります。

なお、限度額は所得区分によって異なります。



老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方 年金生活者支援給付金のお知らせ

給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092
050から始まる電話の場合 ☎03・5539・2216
町民税務課国保年金係 ☎77・3912

年金を含めても所得が低い年金受給者を経済的に援助するため、年金にプラスして年金生活者支援給付金が支給されます。

給付金の対象者「老齢年金」

- ① ③の要件を全て満たす方
- ② 65歳以上の老齢基礎年金受給者であること
- ③ 前年の公的年金などの収入額とその他の所得の合計が、87万8,900円以下であること

- ① ②の要件を全て満たす方
- ② 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ③ 前年の所得(年金額は除く)が472万1,000円以下であること

請求書の発送

令和5年9月以降、日本年金機構から対象者へ簡易な請求書(はがき型)を順次発送していきます。

紛失してしまった場合でも、国保年金係窓口にありますので、お問い合わせください。
なお、現在受給中で引き続き支給要件に該当する方は、手続きは不要です。

請求方法

次のどちらかの方法で請求してください。
・請求書(はがき型)に氏名などを記入して返送
・年金の請求時に年金の請求書と一緒に提出

入金方法

年金と同日(偶数月の15日)、同口座に入金されます。

その他

制度や給付額などの詳細は、厚生労働省のホームページを確認してください。



これから75歳の誕生日を迎える方 後期高齢者医療被保険者証のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043・308・6768

75歳を迎える方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入することになります。

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証は、75歳の誕生日から使用でき、誕生日の1カ月前までに簡易書留で送付します。

また、誕生日の1〜2カ月後には「後期高齢者医療保険料通知書と納付書」を送付しますので、ご確認の上、納付してください。

保険料の納付方法

75歳になった約6カ月後から、保険料の納付方法が「年金から天引き(特別徴収)」となります。

なお、75歳になつてすぐには年金から天引きになりません。天引きが始まるまでの間は、納付書または口座振替のどちらかの方法で納付してください。

また、年金からの天引きができないときなどは、口座振替の手続きをしておくことで、納め忘れを防げます。

納付に関する注意事項
申し出により、年金天引き(特別徴収)から口座振替(普通徴収)に変更できます。変更を希望

する方は国保年金係にて必ず手続きしてください。
なお、国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を申し込んでいなければ再度の手続きが必要です。ご希望の金融機関にて申込みをしてください。(預金口座振替依頼書は国保年金係窓口にもあります)

また、保険料が未納のままだと、延滞金が発生したり被保険者証の有効期限が短くなる場合があります。納め忘れには十分ご注意ください。

健康保険の被扶養者がいる場合の注意事項

被保険者(75歳を迎える方)の被扶養者の方も、加入している会社の健康保険から抜けるため、新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要で

す。自動的に切り替わりませんので、ご注意ください。
他の医療保険制度への加入手続きを行わなかった場合、一時的に医療費が全額自己負担となる場合があります。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

すでにマイナンバーカードを持っている方は利用登録をしてください。またマイナンバーカードを持っていない方は、マイナンバーカードの申請からしてください。



公民館図書室

中央公民館 ☎77-0066

☆おすすめ図書の紹介

中央公民館図書室からおすすめの図書を紹介します。インターネット検索や図書のリクエストもできますので、ご利用ください。

●『極楽征夷大将軍』

著者：垣根 涼介
出版社：文藝春秋

●『ハツ江おばあちゃんの「料理のきほん、教えます」』

著者：高木 ハツ江
出版社：NHK出版

●『おばけのカレーパン』

著者：いちよんご
出版社：教育画劇

☆今月の図書室のおはなし会

おはなし会では、毎月第2土曜日(8月と2月は第3土曜日)に、絵本の読み聞かせを行っています。親子で絵本に親しんでみませんか。

皆さまのご参加をお待ちしています。

■期日 12月9日(土)
■時間 午前10時30分~(1時間程度)

■対象者

小学校低学年まで(保護者同伴)

